

仙台市発注工事の現場代理人の兼務について、範囲を拡大する運用を実施します。

平成24年5月
水道局企画財務課
計画課

近接した工事同士の主任技術者の兼務運用開始に伴い、現場代理人の兼務の範囲を拡大する運用を実施します。

〈対象となる工事〉

◎ 次の条件をすべて満たす**2件までの工事**

- 1 施工条件明示書等に兼務可能の条件が付されていること
 - 2 本市(**企業局を含む**)発注の工事請負契約であること
 - 3 請負代金額が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)未満の工事同士の組み合わせであること(他の工事との兼務が認められた主任技術者と兼ねている場合は**金額の制限なし**)
 - 4 兼務している期間中は、必ずいずれかの現場に従事できること
- ※上記1, 2, 4を満たし、**総契約金額**が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)未満の場合は、**3件まで兼務可能**

〈実施時期〉

◎ **平成24年5月1日以降**に入札公告又は指名通知を行う工事から実施します。なお、兼務させる一方の工事がこれよりも前のものについても、工事監督課の承認を得ることにより対応します。

〈手続きについて〉

◎ 各工事監督課あてに「現場代理人兼務届出書」を提出してください。
※この運用開始に伴い、兼務承認の運用は廃止となります。

【お問い合わせ先】

水道局企画財務課契約係 電話 022-304-0012
水道局計画課技術管理係 電話 022-304-0031